

第2次基本方針第1（素案）作成上のポイント ～「中間まとめ」からの主な変更点～

【基本的な考え方】

- ① 中間まとめを最大限生かす。
- ② 構成をわかりやすくする。（大柱を少なくし、メリハリをつける。）
- ③ 全体のバランスを考慮し、第1部のボリュームを抑える。
- ④ 意見募集の結果を極力反映する。
- ⑤ 閣議決定を見据えて表現を見直す。

【目次レベル】

- まえがきを追加。
- 第1の1に、第1次基本方針の「文化芸術の振興の意義」を簡略化したものと中間まとめの「文化芸術振興の今日的意義」とを合わせて記述。
- 「2. 第2次基本方針の基本的方向」は、第1のタイトルと表現が重複するため、「2. 文化芸術の振興に当たっての基本的視点」に変更。
- 「第1次基本方針策定後の諸情勢の変化」を「基本的視点」の前に記述。内容は、「審議のまとめ」を土台。
- 「文化財の保存及び活用の充実」を「重点的に取り組むべき事項」に追加。
- 「地域文化の振興」が「子どもの文化芸術活動の充実」と「文化財の保存及び活用の充実」を包含し得る点を考慮して、記載の順番を変更。
- 新たに、「配慮事項」として、「芸術家等の地位向上のための条件整備」と「国民の意見の反映等」を記述。（意見募集の結果の反映）

【具体的記述内容】

- 「基本的視点」の冒頭に、「文化芸術振興基本法」に掲げる8項目の「基本理念」を掲載。情報通信技術の発展による負の側面については「諸情勢の変化」中に記述。
- 「基本的視点」中、「諸情勢の変化」で記述する、指定管理者制度への懸念に関する部分や少子高齢化による文化継承の危機に関する記述は、重複を避けるため削除。
- 意見募集の結果や前回の部会における議論を踏まえ、「基本的視点」の記述中、以下の点を修正。
 - ・地方の文化を支えるのは、「地方公共団体をはじめとしたその地域自体」を、「地域住民や地方公共団体をはじめとしたその地域全体」に修正。
 - ・地方公共団体には、高い専門性と知識を備えることが期待されている旨の記述を追加。
 - ・企業のメセナ活動やアート NPO 等の活動は、我が国の文化芸術の振興に不可欠である旨の記述を追加。
- 政府としての意思決定となるため「すべきである」を「する必要がある」に変更。